

共生

黒木隆之 書

2014年7月

第12号

【発行】
平成26年7月1日発行
【発行人兼編集人】
伊東安男

「平成26年度に向けて」

県経営協総会(H26. 4. 24)における伊東会長あいさつ全文



鹿児島県社会福祉法人経営者協議会
会長 伊東安男

本日はご多忙の中、経営協の総会にご出席いただきありがとうございます。

県から、松田保健福祉部長様、県社協からは仮屋会長様にご出席いただいております。有難うございました。

さて、鹿児島県社会福祉法人経営者協議会では、2011年3月11日の東日本大震災発生後の7月から10月まで災害の最もひどかった「南三陸町」のデイサービスセンター「うたつ」に8法人から16名のボランティアの方々を県老人施設協議会と共催で派遣いたしました。また、昨年からは福島県の特別養護老人ホーム長寿荘に2法人4名を派遣いたしております。昨年は、鹿児島市の清溪園とはっぴー園から派遣いただきました。有難うございました。

今年もまた11月に福島県の特養に2名ずついただくこととなります。多くの法人から手が挙がることを期待いたしております。また、義援金についても毎年募集し、本部に送金いたしております。

この度こうした功績が認められ感謝状「厚生労働大臣賞」をいただくことができました。ご協力いただきました皆様に心から感謝申し上げます。

さて、鹿児島県経営協にとって25年度は組織の活性化を図った1年でもありました。1つは第1回「経営者大会」の成功であります。県組織でのこうした取り組みは珍しいと言われておりますが、大盛會に終わりました。本年度も更に充実した内容にしたいと考えております。

2つ目に2回目を迎えた「スピーチコンテスト」も盛會裏に終わりました。また2回にわたる「経営者セミナー」、3回開催しています「会計研修」、その他にも「経営相談事業」や県経営協機関紙「共生」も11号を超えることが出来ました。

現在、社会福祉法人への厳しい社会の声があります。「内部留保金」の問題や「社会福祉法人のあり方」、さらには「イコールドフィッティング論」等であります。

これから、「社会貢献」や「地域貢献」等を真剣に考えていかねばならないと思います。

これからも皆様方のご協力をいただきながら経営協としてがんばりますので、よろしく願い申し上げます。

本日は有難うございました。

平成26年度 県経営協定期総会開かれる

去る4月24日(木)鹿児島市内のホテルにおいて168法人(うち委任状75法人)の参加を得て開催しました。

伊東県経営協会長の挨拶のあと、松田県保健福祉部長、仮屋県社会福祉協議会会長の挨拶をいただきました。

議長に旭生会理事長 園田修光さんを選出、議事録署名人を指名し議事に入りました。

まず、「平成25年度の事業報告」の主なものとしては、福祉施策に関する要望・提案の実施、経営者セミナー、社会福祉法人会計研修、第1回県社会福祉法人経営者大会の開催、被災施設に対する各種支援、スピーチコンテスト等の実施などです。「決算」については、約17,917千円(実質10,120千円)の収入を基にした執行状況が説明され、了承されました。

「平成26年度の事業計画」と「収支予算」については、まず、平成25年度総会で年会費の変更を承認いただいたことで、今年度から更なる事業の充実を図っていくことが説明されました。次に、組織強化、被災地施設支援、経営相談事業、セミナー・会計研修会、スピーチコンテスト、第2回県社会福祉法人経営者大会など各種自主事業の実施について、説明がなされ、計画と予算案が提案どおり

平成26年度
鹿児島県社会福祉法人経営者協議会 総会



承認されました。続いての議案として、協議員の平成26年3月末での退職等に伴い2名の協議員が欠員になったことから、新たな協議員として、社会福祉法人千草会の千草寮施設長 山口伊津美氏、社会福祉法人洗心福祉会の理事長 下小野田寛氏を提案、承認されました。また、規程改正として、「役員のうち会長を選出された種別協にあっては、その種別協からあと1名追加の役員を選出することができる」とする役員を増員し組織の強化を図る「役員選出手続要綱の改正」を提案、承認されました。

今年度も役員一同、会員法人の運営力・経営力向上のために鋭意努めますので、ご協力をお願いします。

「本年度の県福祉施策」と 「福祉制度改革の動向」に167名が熱心に聴講 県経営協 「第1回経営者セミナー」開催報

午前中の県経営協総会と併せて午後から経営者セミナーが開催されました。

まず、鹿児島県保健福祉部長による「本県における福祉施策等の動向について」と題する講演で、高齢者、障害者、子ども福祉政策等幅広くデータに基づき現状、課題、方向性等について説明をいただき、本年度の鹿児島県の福祉政策等の取り組みについて法人・施設運営の基本に直結した参考となる有意義な講演でした。

次に、社会福祉法人全国社会福祉協議会 政策企画部長 笹尾勝氏による「福祉制度改革の動向と社会福祉法人の今日的な使命、役割」と題して、社会・経済情勢の変化の中、消費税増税の使途、規制改革会議等の議論、特にイコールフットイング確立に関する論点など最近の福祉をめぐる状況、介護、障害、保育、児童福祉分野の課題、今後社会福祉法人が果たすべき役割並びに社会福祉法人への期待など、豊富な経験に立脚した講演は、聴



講の全員が真摯に深く聞き入る内容となりました。

今年度も今後、経営者セミナーや経営者大会を実施しますが、会員その他の法人経営者の運営力・経営力向上のため有意義なものとなるよう努めますのでご期待ください。



東日本大震災における被災者への支援活動等に対して 厚生労働大臣感謝状

鹿児島県社会福祉協議会と鹿児島県社会福祉法人経営者協議会は、平成23年3月に発生した東日本大震災における被災者への支援活動等に対して、厚生労働大臣から感謝状が贈呈されました。

感謝状の贈呈式は、4月18日(金)、鹿児島県庁で行われ、佐々木副知事から伝達されました。当経営

者協議会は、大震災のあった同年7月～10月に宮城県南三陸町のアイサービスセンターに介護職員16名を派遣し、会員被災施設への応援派遣が評価されたものです。今後の社会福祉法人の社会貢献活動の一助にも繋がるものとして期待されています。

東日本大震災被災法人への応援職員派遣のお願い

今年度も11月に南相馬市「特別養護老人ホーム」へ2グループ4名の応援派遣予定

震災が原因で、勤務職員が極端に不足している被災施設に対して、全国経営協が音頭をとり会員救済のため応援救済を続けています。平成25年度においては、全国経営協及び九社連経営協の派遣計画に基づき、11月に2グループ4名の応援派遣を実施しました。

今年度も、各県で計画的、継続して派遣することが決まり、福島県南相馬市「伸生福社会(特養)長寿荘」への継続応援を行うこととしています。各県が1か月づつ交替で引き継ぐこととされ、本県は11月を受け持ちます。改めて依頼申し上げることとなりますが、日程的、経費的な取り決めは以下ようになります。

ア. 先方(福島県社協)の負担

- ①派遣に伴う旅費(飛行機代等) ②現地での住居費(宿舍の家賃) ③光熱水費、生活に必要な家電、寝具、消耗品等 ④現地で通勤に要する費用(レンタカーのガソリン代等) ⑤職員の日当(派遣元の旅費規定に基づき)

イ. 当方(応援施設)の負担

- ①職員は出張扱いとなるので、職員の人件費(各種手当を含む)、社会保険、労働保険。

【その他参考事項】基本的に日勤。宿舍は施設から約2Km(玄関一つ、2部屋・鍵付)。通勤はレンタカー(借用済)

【基本派遣日程】移動日(宿舍入り、引継等)→実働13日→最終日(福島泊)→福島から帰鹿(空路)



今年度も昨年度と同時期に応援派遣を実施しますので、会員施設の皆様方のご協力方をよろしくお願いいたします。



大雨・台風等の襲来の時節となりました。
万一被害にあわれた場合はこのような
制度があります。

❁ 九社連社会福祉法人経営者協議会の「災害見舞金事業」の主な内容

① 対象災害の種類

・対象とする災害は (1)災害救助法 (2)その他

② 見舞金の手続き

・各県経営協会長の内申が必要です。

③ 災害見舞金基準 (1法人につき)

	災害の種類及び被害額	見舞金額
1	施設建物、建物付属設備被害 <被害額> 100万円以上	最高限度額 10万円



④ この事業は平成24年4月1日から適用されています。

[参考]

・全国社会福祉法人経営者協議会の災害見舞金の基準 (1件につき)

	被害の種類および被害額	見舞金額
1	施設建物、建物付属設備被害 <被害額> 100万円以上500万円未満 500万円以上1,000万円未満 1,000万円以上	10万円 20万円 30万円
2	法人役職員・入所者死亡被害 ※生花代を贈り弔意を示す	1人あたり3万円

(注)1法人の被害が複数(施設・人)に及ぶ場合、1法人あたりの見舞金額上限は30万円とする。

・鹿児島県社会福祉法人経営者協議会見舞金
支給対象は、会員の死亡及び自然災害等による罹災。
但し、広範に亘る災害(地震、風水害等)は除く。
見舞金の金額は2万円。



保育園は永遠に！

社会福祉法人洗心保育園
園長 下小野田 寛



平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がいよいよスタートします。本年4月に消費税が8%に上がり、来年10月には10%にあげることを視野にその増税分の中から平成29年度には、7,000億円が新制度に充てられると言われています。

昨年4月から国においては「子ども・子育て会議」が発足し、来年度の新制度スタートに向け、様々な議論が進められ、本年5月26日の「子ども・子育て会議」において公定価格の仮単価の詳細が公表されるなど新制度へ向けた議論はいよいよ大詰めを迎えようとしています。一方、県および市町村においても「地方版子ども・子育て会議」を発足し、地域における子育てニーズ調査等の子育て支援の需要を把握するための準備を進めているところです。

県および市町村においては国の動きを受け、遅くとも「子ども・子育て支援新制度に関連する条例」を制定するために、本年9月の地方議会にそれぞれ条例案を提案することになると思われます。その後市町村から具体的に保護者、保育園、幼稚園等に新制度移行に伴う各種説明がなされ、来年の4月を迎えることとなります。国も地方もたいへんタイトなスケジュールのなかで新制度に向けた準備が進められており、あまりのスピードに私たち保育園の現場も戸惑いを隠せないところです。

そのような中、昨年の国の「子ども・子育て会議」が発足して以来、保育三団体（全国保育協議会、全国私立保育園連盟、日本保

育協会）は保育三団体協議会をつくり、それまでそれぞれ個別に保育の要請活動をしてきたところを一致して国に、「子ども・子育て会議」に意見表明しようということで動いてきました。また九州保育三団体協議会においても「九州はひとつ！」という想いで新制度における保育園の立場を守り、発展させるために、国に、厚生労働省に、自民党保育議員連盟に、私たち保育園と保護者・子どもたちの想いを強く要望してきました。

そしてその私たちの想いを中心に、しっかり受け止めていただいたのが、参議院議員の尾辻秀久先生です。尾辻先生は昨年今までの参議院全国比例区に代わり、私たちの鹿児島選挙区から出馬され、皆さんの圧倒的支持を受け、見事当選されました。私たち鹿児島の代表として、日本の福祉・児童福祉を守る代表としてがんばっていただいております。これからも新制度にむけた様々な議論のなかで、未来の日本の子どもたちを守るためにぜひ尾辻先生にはご活躍いただきたいと皆さんといっしょに応援したいと思います。

「子ども・子育て支援新制度」が発足するなかであっても、児童福祉法第24条が堅持されました。保育制度は今後とも子育て支援の中心として位置づけられ、保育の現場は守られていかなければならないと思います。これからも未来の日本の子どもたちを守るために「保育園は永遠に！」という想いを胸に、鹿児島県および全国の多くの仲間とともにがんばっていききたいと思います。

経営協に加入しましょう!!

私たち社会福祉法人が果たしている役割を広くアピールしながら、身近な社会福祉増進にさらに貢献できるよう、全国経営協に結集して会員の充実・強化に向けた政策提言を進めていきます。

・「協議会が」何をしてくれるか。「協議会を」大きな力にしていこう！

加入申込は県経営協事務局まで TEL 099-257-9885



社会福祉施設経営相談コーナー

県社会福祉施設経営相談コーナーでは、職員を配置し、文書、電話等により法人経営施設運営に関する相談を受け付けています。

秘密は厳守され相談は無料ですのでお気軽に御利用ください。

- ◇専任指導員 1名
- ◇兼任指導員（公認会計士）1名
- ◇顧問弁護士（県経営協による委嘱。内容により弁護士会所定料金が必要）
- ◎連絡先：TEL 099-257-9885 FAX:099-250-9358
- ◎担当：寺田



事務局便り

【前号発行後の経営協の取組み】

月	日	行事名	場所	主な内容等
4	14	県経営協監査	社会福祉センター	定期監査
4	15	県経営協役員会	//	予算・事業関係協議等
4	15	施設経営指導連絡協議会	//	正副会長出席（県社協主催）
4	24	県経営協総会	サンロイヤルホテル	定例総会
4	24	第1回経営者セミナー	//	講師2名

【これからの経営協の取組み（予定を含む）】

6	30	九社連第1回役員会	福岡市	九社連主催
7	17	第1回会計研修会	サンロイヤルホテル	新会計基準等
8	1	全国経営協九州ブロック会議	福岡市	全国経営協主催
10	8	第2回会計研修	サンロイヤルホテル	新会計基準等
10	21	第2回経営者セミナー	城山観光ホテル	第2回経営者セミナー
10		知事との懇談会	県庁	各種別協からの要望事項等
27年1	21	スピーチコンテスト	かごしま県民交流センター	発表・表彰等（第3回）
2	17~18	社会福祉法人経営者大会	城山観光ホテル	講演・分科会等（第2回）
2		第3回会計研修	鹿児島市・奄美市	新会計基準等